



11. 住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする

新築住宅に対する 市独自の1/2減免措置の概要

新築された住宅については、地方税法の規定により新築後一定期間、住宅部分の固定資産税の1/2が減額されていますが、加えて、**津久見市独自の1/2減免制度「津久見市新築住宅に対する固定資産税の減免に関する規則」**（施行期日：令和3年4月1日）を設けることにより、新築住宅の取得を税制面からも支援していきます。

	地方税法による減額	市独自の減免	適用期間
一般住宅	1/2相当額	+	3年
長期優良住宅	1/2相当額		5年

（主な要件）

1. 令和3年1月2日から令和8年1月1日までに建築した新築住宅が対象。ただし、共同住宅及び貸家を除く。
2. 床面積要件は、50㎡以上280㎡以下で、その内の120㎡分が対象
3. 中高層耐火住宅等は、適用期間が更に2年追加